

参 考 資 料

(地方税財政特別委員会)

当面の地域主権改革の方向性に関する提言（抜粋）

全国知事会地方分権推進特別委員会（H24.5.7 川端総務大臣に提言）

7. 地方税財源の充実・強化

地方税財政については、地方交付税等一般財源総額が確保されたことや、社会保障と税の一体改革の中で、地方単独事業の役割を認識し、国と地方の消費税収の配分を決めたことは評価するが、抜本的な制度改革には至っていない。

都道府県としても、国民・住民に税負担の必要性を理解していただけるよう積極的に取り組むとともに、地域の実情に応じて、課税自主権の活用を進める決意である。

については、以下の方向で今後の改革を進めるべきである。

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

地方が自由に使える財源を増やすことが必要であり、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直すとともに、地方消費税の充実や地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

国と地方の協議の場を踏まえた地方財政対策と税制改正

毎年度の地方財政対策と税制改正については、国と地方の協議の場における協議を踏まえ、一般財源総額の確保及び地方税の見直しを行うこと。

地方交付税制度の見直し

地方単独事業や社会保障関係経費などを地方財政計画に適正に計上するほか、持続可能な制度の確立を図るため、臨時財政対策債に過度に依存することがないように、地方交付税の法定率の引き上げも含めた抜本的な見直しを検討すること。

地球温暖化対策のための税財源の確保

地球温暖化対策など環境施策の推進に地方自治体が大きな役割を担っていることを踏まえ、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すること。

課税自主権の活用

地域の特色、事情等を踏まえた地方の創意工夫を活かすためにも、課税自主権のさらなる活用、拡充に向けた検討を進めること。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の概要

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

- (1) 地方消費税の税率の引上げ
地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

- (2) 引上げ分の地方消費税の使途の明確化
引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費[※]その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

- (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準
引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する[※]。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

- (1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）
- 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
 - 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
 - この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前2項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。
- (2) その他
その他所要の規定の整備等を行う。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」より

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

- 1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
 - イ 低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ロ 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
 - ハ 消費税法改正の施行（平成26年4月1日）からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。
- ニ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。
- ホ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。
 - (1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。
 - (2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。
 - (3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。
 - (4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。
 - (5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の

相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

- (6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずること。
- ヘ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。
- ト 医療機関等における高額な投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。
- チ 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
- リ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。
- ヌ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。
- ル 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
- ロ 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。
- ワ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを

行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。

ヨ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。

ハ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。

ニ 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

(2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

(3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、相続税の課税ベース、税率構造等の見直しの結果に基づき講ぜられる措置の施行に併せて見直しを行う。

ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

6 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。

7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。

8 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施すること。

『請求書等保存方式』と『インボイス方式』

「インボイス制度」は、課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式。

[日本]

請求書

14年11月20日 No.

株式会社〇〇商事様 株式会社△△商事
千代田区霞が関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥1,050,000				税率 5%	消費税額等 50,000		
月日	品名	数量	単価	金額	税抜	税込	摘要
11/20	パソコン	5	174,000	870,000	0	0	
	CDプレーヤー	8	8,000	64,000	0	0	
	プリンター	3	22,000	66,000	0	0	
合計				1,000,000	0	0	

303 H160

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

Sales Invoice No.174		VAT Reg. No.987 6543 21		
O×△ TRADE LTD		From: Any Street, Any Town		
To: N. Obody, 222 The High Street		London NE4 4PT		
Sale: Time of supply 16/01/02		Date of Issue: 19/01/02		
Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15@£25.20	151.20		
4	Record Players@£23.6	94.40		
6	Lamps, T77@£15.50	93.00	17.5	59.25
		338.60		
Total (Net)		338.60	Total VAT	59.25
VAT		59.25		
TOTAL		£397.85		

- 「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としている。
 - 「インボイス方式」は、
 - ① 「インボイス」に税額の記載が義務付けられている。
 - ② 免税事業者は「インボイス」を発行できない。したがって、免税事業者からの仕入れについて仕入税額控除ができない。
- (注) 「インボイス」とは、適用税率や税額など法定されている記載事項が記載された書類。欧州においては、免税事業者と区別するため、課税事業者に固有の番号を付与してその記載も義務付けているが、「インボイス」の様式まで特定されているものではない。

社会保障・税番号制度の概要

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを交換して得られるマイナンバーを指定し、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に限り変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

個人番号カード

- 市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付。

○27年1月以降、社会保障、税、防災等の各分野のうち、可能な範囲でマイナンバーの利用開始

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

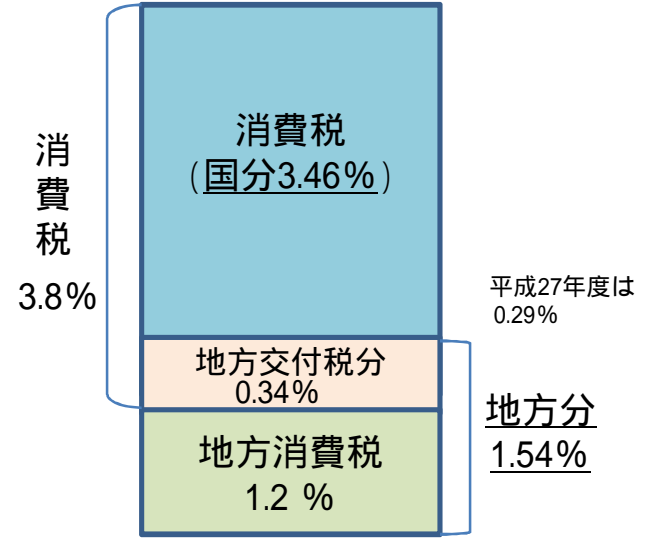
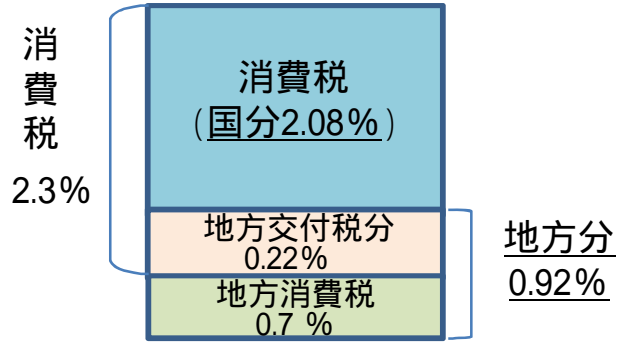
引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

消費税	6.3%
〔国分〕	4.90%
〔交付税分〕	1.40%
地方消費税	1.7%

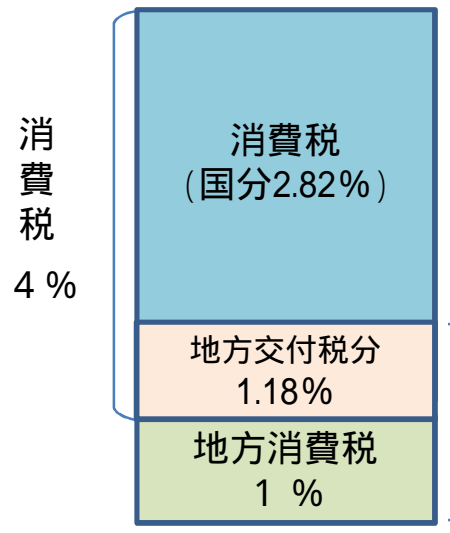
(地方分3.10%)

消費税	7.8%
〔国分〕	6.28%
〔交付税分〕	1.52%
地方消費税	2.2%

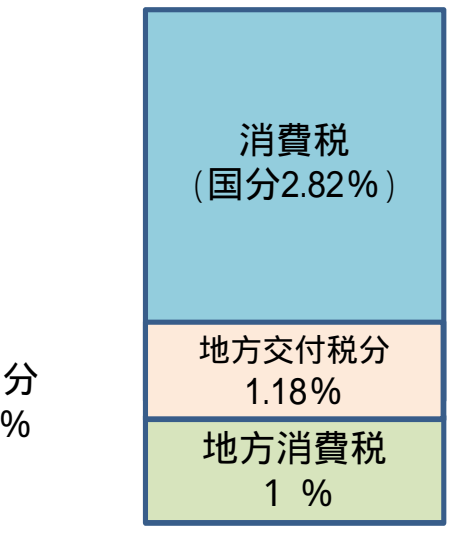
(地方分3.72%)



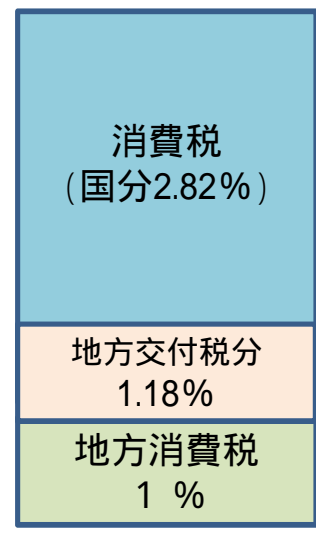
現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)



現行

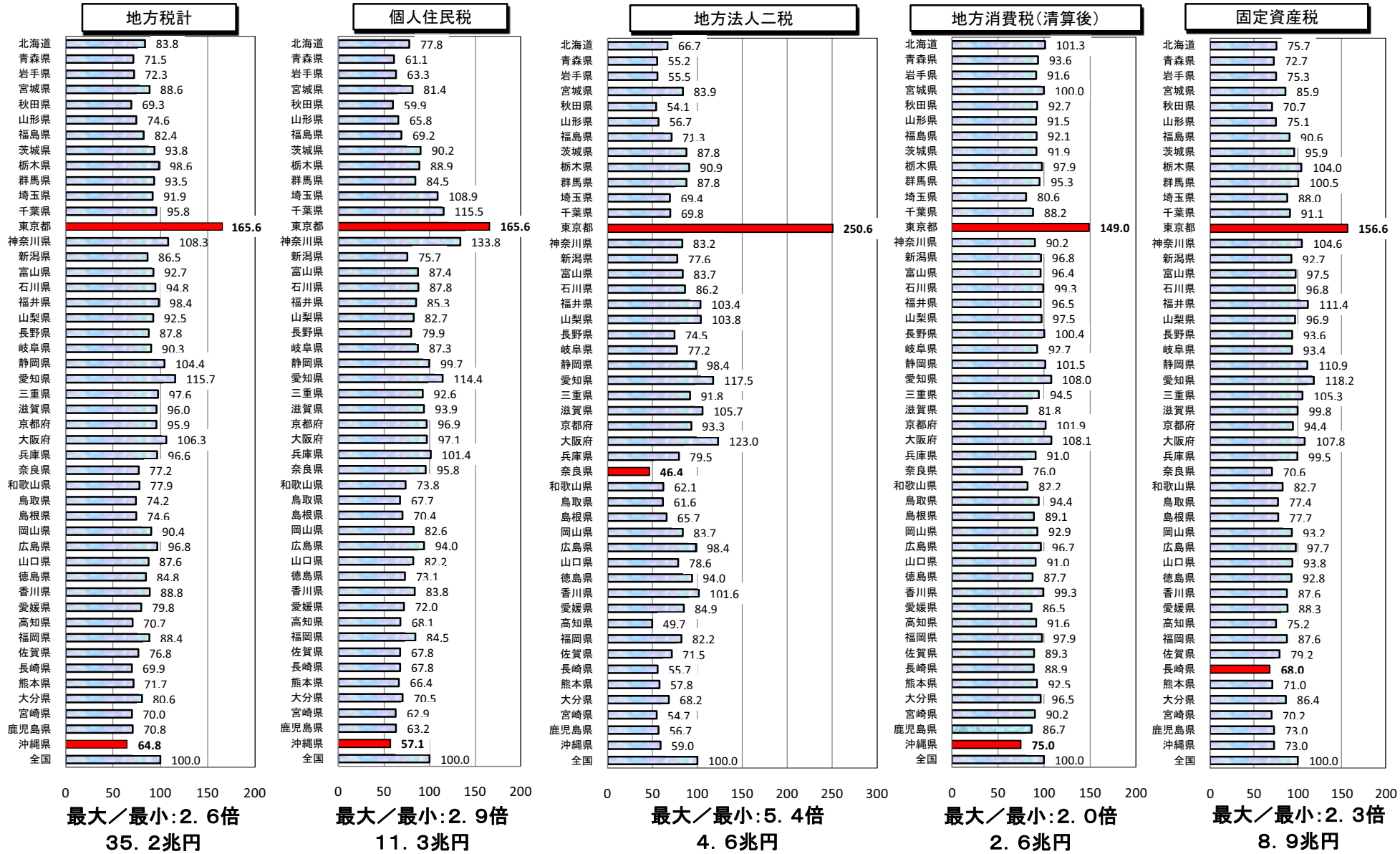


消費税率(国・地方)8%時(平成26年4月～)



消費税率(国・地方)10%時(平成27年10月～)

人口一人当たりの税収額の指数(平成22年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。
 (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
 (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。
 (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
 (注5) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

富山県資料

社会保障・税一体改革による社会保障関係費の増加が人口比例的に生ずると仮定した場合の試算

<試算の前提>

○地方消費税増加額＝地方消費税引上率1.2%×2兆5,300億円(1%相当額)×1/2(都道府県分)＝1兆5,200億円

→ 都道府県毎の5年平均決算シェアにより「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

○地方消費税率引上げによる歳出増加額＝2兆5,300億円×0.76%相当(※)×45/100(都道府県分)＝8,700億円

→ H22国調人口により「不交付団体分」と「交付団体分」を算出

(※)0.76%＝引上げ分(国・地方)5%のうち、

①消費税引上げに伴う社会保障支出の増

0.3%相当・・・(「一体改革・広報に関する基本方針」(H24.1.20関係5大臣会合資料)より推計)

②機能強化(制度改革に伴う増) 1.0%相当

③機能強化(高齢化等に伴う増) 1.0%相当

2.3%(上記①～③の計)×1/3(社会保障4経費における地方の負担割合)＝0.76%

不交付団体			交付団体		
歳入(A)	地方消費税増加額(1.2%分)	2,100億円	歳入(A')	地方消費税増加額(1.2%分)	1兆3,100億円 ①
				臨時財政対策債の減少(※)	△5,300億円 ②
				計	7,800億円
				※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少	
歳出(B)	社会保障関係費の増加額	900億円	歳出(B')	社会保障関係費の増加額	7,800億円
(A)－(B)＝1,200億円			(A')＝(B')		

※地方消費税引上げ時点で臨時財政対策債は発行していない。

地方消費税増加額の基準財政収入額への算入率について

富山県資料

○基準財政需要額 = 基準財政収入額 + 普通交付税 + 臨時財政対策債

基準財政需要額		
基準財政収入額	普通交付税	臨財債

○試算「地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算」を前提

- ・地方消費税増加額(1.2%分) 1兆3,100億円
- ・臨時財政対策債の減少 ▲5,300億円
- ・社会保障関係費の増加額 7,800億円

社会保障関係費の
増加額7,800億円
(B)

基準財政 収入額への 算入率 75%	基準財政収入額	普通交付税	臨財債 (減少後)	臨財債減少額 ▲5,300億円	基準財政需要 額増加額 4,525億円(A)	不足
	・ 基準財政需要額増加額(A) / 歳出増加額(B) = 58.0%				基準財政収入額増加額(9,825億円) = 地方消費税増加額 × 75%	

基準財政 収入額への 算入率 100%	基準財政収入額	普通交付税	臨財債 (減少後)	臨財債減少額 ▲5,300億円	基準財政需要額増加 額 7,800億円(A')	
	・ 基準財政需要額増加額(A') / 歳出増加額(B) = 100.0%				基準財政収入額増加額(1兆3,100億円) = 地方消費税増加額 × 100%	

○ 社会保障制度の安定財源確保のため地方消費税を引き上げるにもかかわらず、引き上げ分の地方消費税の基準財政収入額への算入率が75%の場合、社会保障財源が確保されない地方団体が生じる。

地方税財政特別委員会(H24.2.24開催)で出された主な意見

(論点) 地方消費税収と社会保障給付水準のかい離の調整について

地方消費税は地域間の税収の偏在の少ない税ではあるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、引上げ分の地方消費税収を基準財政収入額へ100%算入するとともに、基準財政需要額においても、社会保障に係る地方負担の全額を積み上げるべき。

(論点) 地方消費税の清算基準について

統計数値によっては都道府県別の最終消費を正確に把握できないことから、消費代替指標として「人口」を用いる等の検討を行うべき。

引上げ分の地方消費税収については、用途を明確にし社会保障財源化するとされていることから、清算基準は、社会保障経費負担の実態を反映するような客観的指標(高齢者人口や若年者人口等)を用いるべき。

清算基準の見直しは、あくまで地方税としての性格を維持する範囲にとどめるべき。財政調整を目的とする変更は税理論に沿わない。

地方消費税を社会保障目的の地方共同税と構成し、その配分指標として、高齢者人口や若年者人口を用いることを検討すべき。

(論点) 地方法人特別税等について

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、地方の自立と分権型社会構築のため地方税の充実を図るといふ地方分権の基本的な考え方に逆行するものであり、税制の抜本改革において、これまでの全国知事会の主張どおり、直ちに廃止すべき。

今回の消費税・地方消費税の税率引上げは、社会保障財源を確保するための税制改正であり、税源偏在是正の具体的な方策が示されておらず抜本改革とは言えない。地域間の偏在性が小さい地方税体系を構築するための抜本的な見直しが行われるまでは、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を維持し、偏在性を縮小する措置の拡充を行うべき。

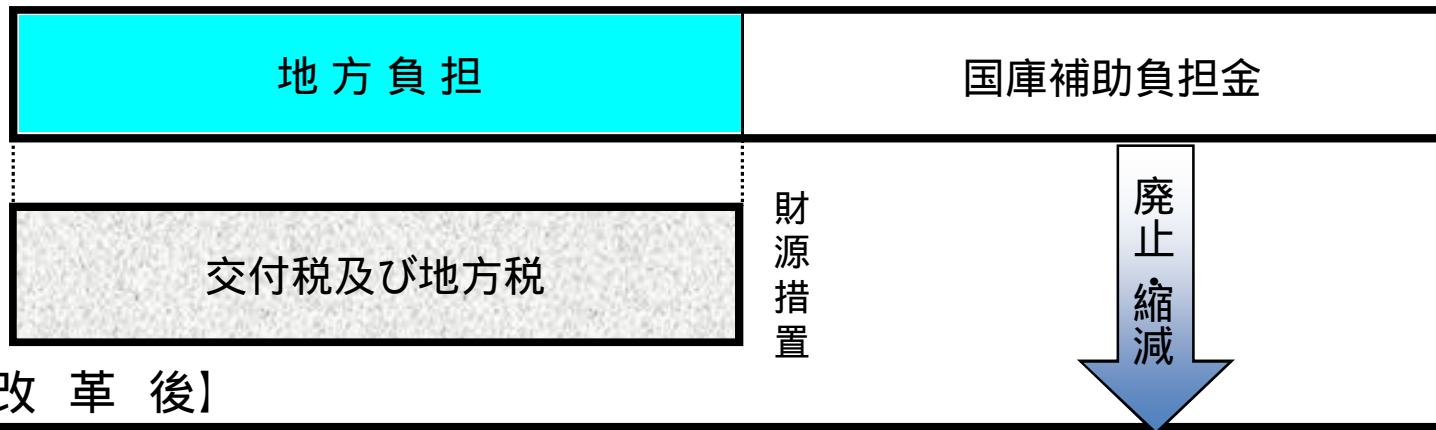
地方の社会保障財源の確保に当たっては、地方税である地方消費税の充実を基本としてきたことから、都道府県間における税収格差が課題となっている。自主財源である地方税の充実強化と税源偏在是正のため、消費税と地方法人課税の税源交換や地方共有税、地方共同税(地方税収の一部を地方自治体の共通財源と位置付け、水平的に調整する仕組み)など新たな手法も含め検討していくべき。

三位一体改革への対応

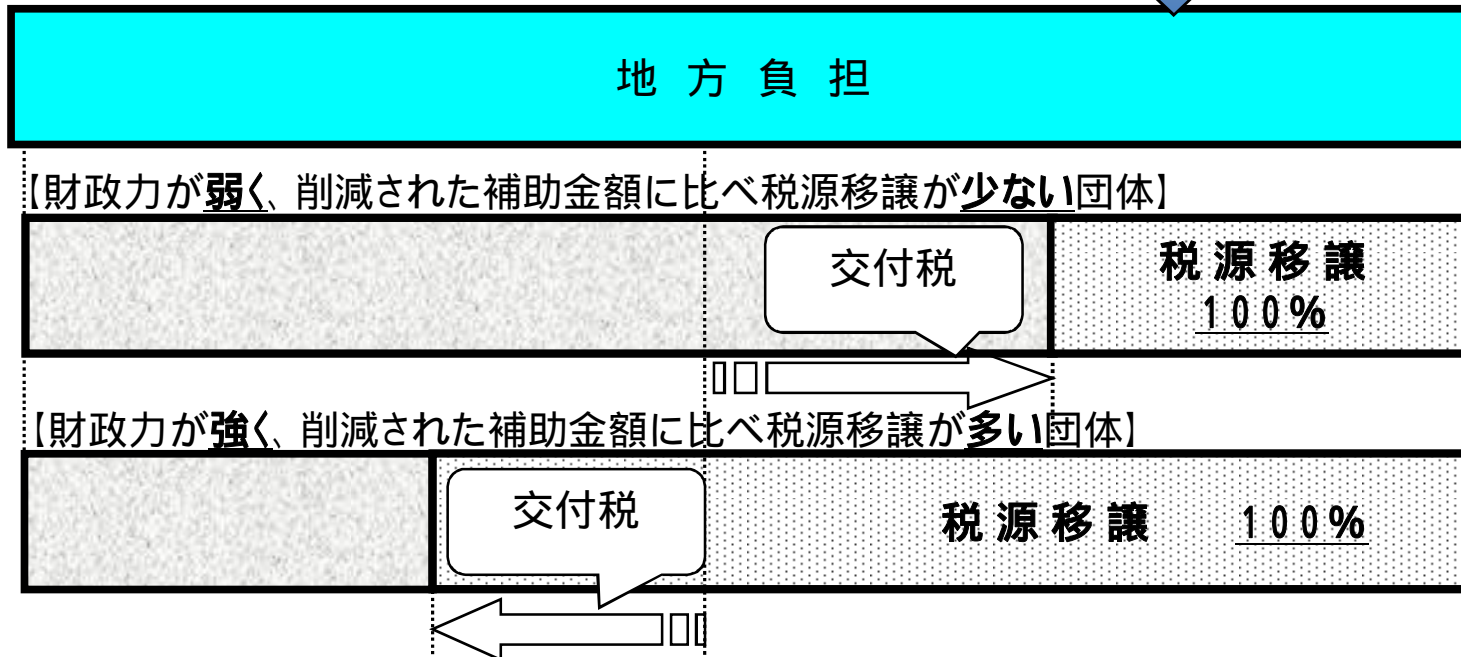
国庫補助金負担の改革に伴う地方負担額を全額基準財政需要額に算入し、税源移譲による増収額を100%基準財政収入額に算入することにより、財政力の格差が拡大しないよう確実に交付税で調整

平成18年度は所得譲与税として税源移譲、平成19年度以降は所得税から個人住民税への税源移譲

【改革前の姿】



【改革後】



格差は拡大しない

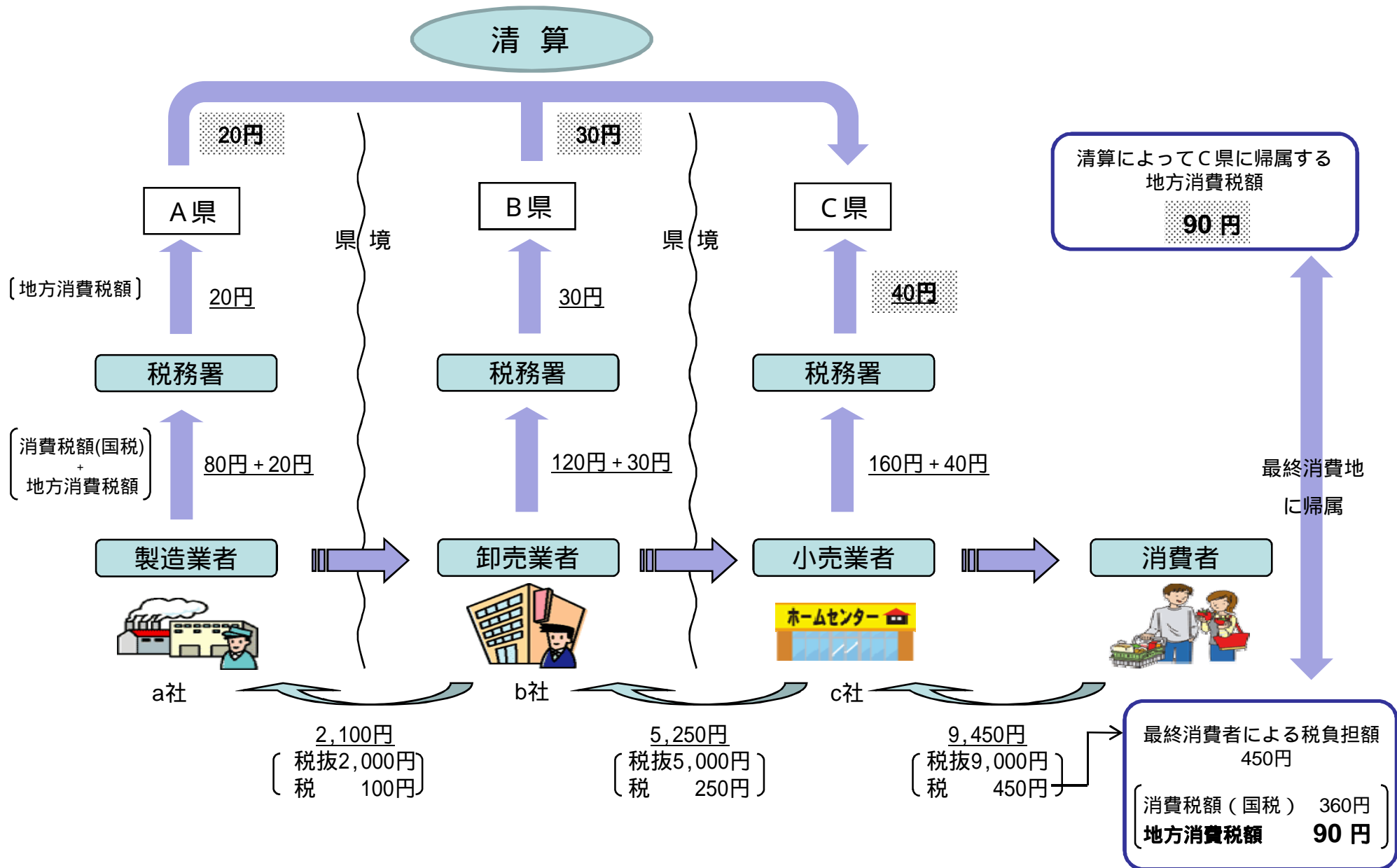
地方消費税の性格と仕組み

- 地方消費税は、消費税と同様の性格を持ち、最終的に消費者に負担を求める税。
- 地方消費税は、付加価値が生じる都度、納税していただく仕組み(多段階型付加価値税)であるため、最終消費地と納税地が一致しない。
- そのため、清算によって、最終消費地と税収の最終的な帰属地を、理論的に一致させている。
- 清算は、消費税の課税システムのもとに、実質上、県境調整を行うものであって、財政調整や偏在是正のために行われるものではない。

(参考: 清算の具体的な仕組み)

- 一旦各都道府県に払い込まれた税収につき、各都道府県間において「消費に相当する額」に応じて清算。
- 税収の4分の3を「商業統計の小売年間販売額」と「サービス業基本統計のサービス業対個人事業収入額」の合計額で、残りの4分の1を「国勢調査の人口」と「事務所・企業統計の従業者数」であん分して計算。

消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の意義



地方消費税の清算基準について

地方消費税の清算基準に関する研究会報告書(抜粋)H20.4(財)地方自治情報センター

『最終消費』代替指標としての人口

- ・ 清算基準の基礎となる『最終消費』の算出に際し、統計で把握できるものは統計を用いることを原則としつつ、正確に都道府県ごとの『最終消費』が把握できないものについては、ドイツで採られているように消費代替指標として『人口』を用いることも理論的には十分合理的な考え方である。

供給サイドの統計の利用

- ・ 現在の清算基準では統計上の制約から『購入地』における消費の額を把握する供給サイドの統計を用いているが、この統計の数値と『居住地』における消費の額を把握する需要サイドの数値との間にはズレがある。
- ・ このズレは正確に補正することができないことから、清算基準に反映させるためには2つの方向性が考えられる。

現在の統計のうち、サービスについては、『最終消費地』=『購入地』と見なせるものの、小売については、『最終消費地』=『居住地』であると見なせることから、『購入地』の購入額を昼間人口で、『居住地』の消費額を夜間人口で代替し、「小売年間販売額」に昼夜間人口比率(昼間人口/夜間人口)で割ることにより補正するという考え方

正確なズレは統計で把握できないことを踏まえ、『居住地』における消費を代替する指標として人口が考えられることから、統計でカバーする範囲を狭め、人口で清算する範囲を広げることにより対応するという考え方

地方税の偏在是正方策について

社会保障・税一体改革大綱(抜粋) <平成24年2月17日 閣議決定>

第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

【「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案」(概要)】(抜粋)

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について(第7条関係)

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方共有税構想について

地方分権の推進に関する意見書(抄)(H18.6.7 地方六団体が内閣・国会に提出)

【提言4】

「地方交付税」を「地方共有税」に

～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せず、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。
 - (1) 名称を以下のとおり変更する。
 - 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
 - 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
 - (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
 - (3) 現在の財源不足(H18年度 8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
 - (4) 3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
 - (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
 - (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
 - (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げる。

「第二期地方分権改革」への提言(抄) < H19.7.13 全国知事会議 >

2 税財政のあり方 ～ 税源移譲の実現 ～

(2) 税源移譲にあたっての地域間の調整

(注)三位一体改革の第二期改革において、国と地方の税収比1:1を実現するため、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲に加えて、さらに6兆円の税源移譲を提言していた。

6兆円程度の税源移譲(注)を現実に進めるにあたっては、税の地域間偏在をどのようにして是正するのが、極めて重要な課題である。

6兆円程度の税源移譲が、地域間格差をより一層拡大させ、かえって地方自治を衰退させる懸念もあることから、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行う必要がある。

ただし、この場合において、税財源の調整が優先され、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられることにより、都市圏と地方圏の間の争いに矮小化されないよう強く求めるものである。

こうした観点から、税源移譲にあたっての地域間の調整については、今後、地方分権改革推進委員会の検討状況を踏まえた全国知事会としての国庫補助負担金等や税源移譲の具体的な方策のとりまとめの中で進めることとなるが、その場合においては次の3点を基本とすべきと考える。

税源の移譲にあたっては、対象税目を偏在度の少ない税目、具体的には地方消費税、住民税とする。

地方税の税目については、可能な限り税源偏在の小さい仕組みとなるよう検討を行うとともに、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直しを行う。

移譲財源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行う。

地方税源の充実強化と税源偏在の是正について～ 緊急提言～ (抜粋)

(全国知事会地方税制小委員会H19.11.7)

2 法人二税の配分見直し論と格差是正のあり方について(抜粋)

現在、国において、東京をはじめとする大都市圏に集中している法人二税について人口等を基準として再配分することによって、地域間の税源偏在を是正しようとする議論が進められている。

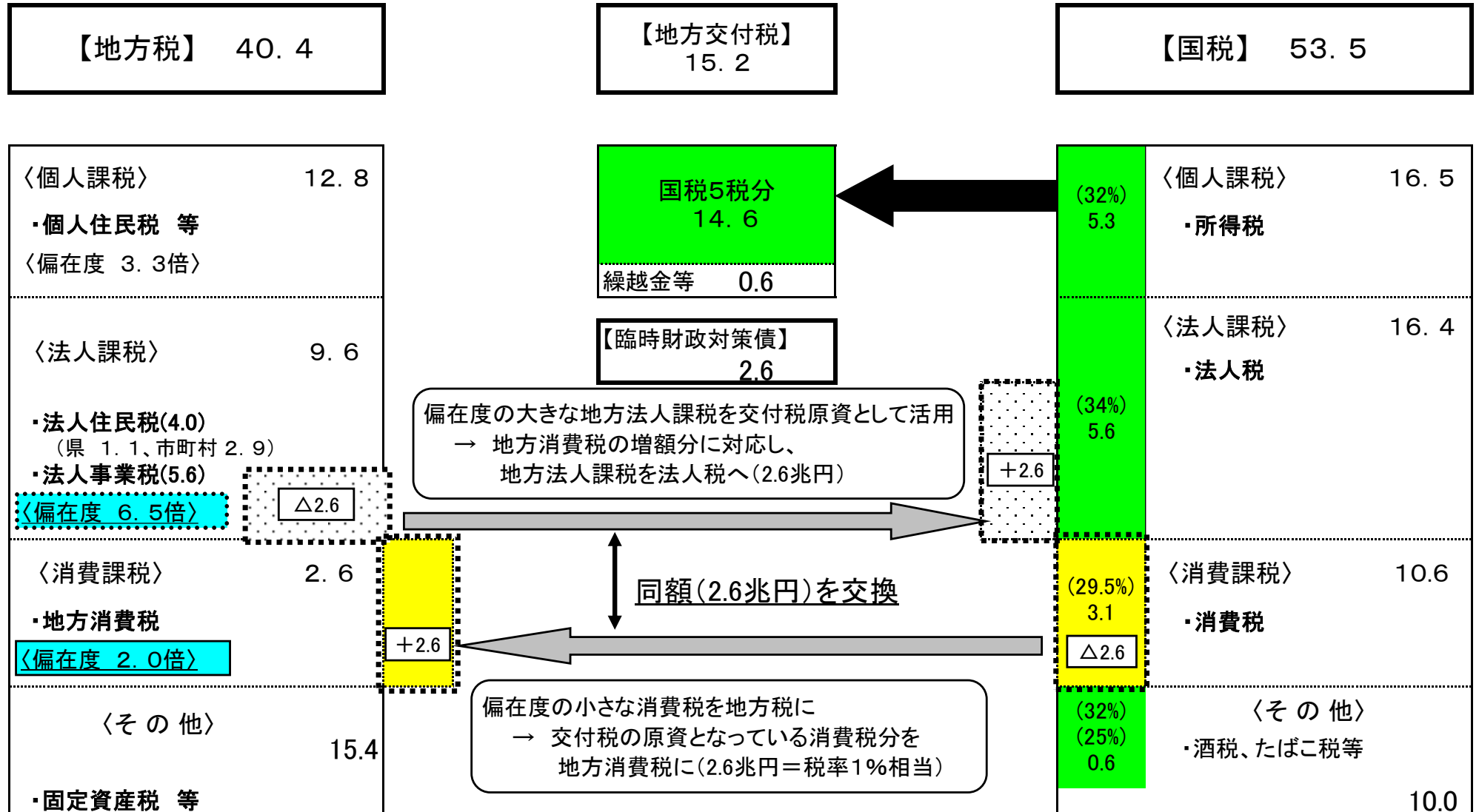
しかし、こうした議論は、地方税である法人二税を、当該地域における企業活動の有無やその実態を問わずに配分しようとするもので、応益負担などの地方税の原則に反するものであると言わざるを得ない。

法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する応益負担や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべきである。

こうした観点からは、税源偏在の是正を国・地方とも税込中立の下で行う場合、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、偏在性が大きく税込の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべきである。

国税と地方税の税源交換のイメージ

(単位:兆円)



注: 国は⑱当初予算、地方は⑱地方財政計画(ただし、地方税の偏在度は⑰決算数値)による。
(地方税の偏在度:各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。)

地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見(抜粋)

(地方財政審議会H19.11.16)

第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策 (抜粋)

地方税収全体が増えない中で、早急な地方税収の偏在是正方策が求められている状況においては、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討すべきである。

税源交換を行った場合、地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する改革となる。

なお、地方税収の偏在是正に関し、偏在の原因は地方法人二税にあることから、その税収を地方税のまま、地方公共団体間で人口等の基準で水平的に配分すべき、との主張がある。地方法人二税は地方公共団体内に存する法人に対して、当該団体が提供する行政サービスとの受益関係に着目して課税する地方税である。

地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張は理論上成立し得ない。

また、地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係を完全に分断するばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損ないかねないことなどにも留意すべきである。

平成20年度予算の編成等に関する建議(抜粋)

(財政制度審議会H19.11.19)

各論 2. 地方財政

(2) 地域間財政力格差の是正(抜粋)

現在の地方法人二税の在り方を抜本的に見直し、例えば、地方法人二税を地方の共同財源として位置付けた上で全国的に再配分するなど、各地域の経済活動の大きさと 税収とができるだけ乖離しないような仕組みとすることが考えられる。

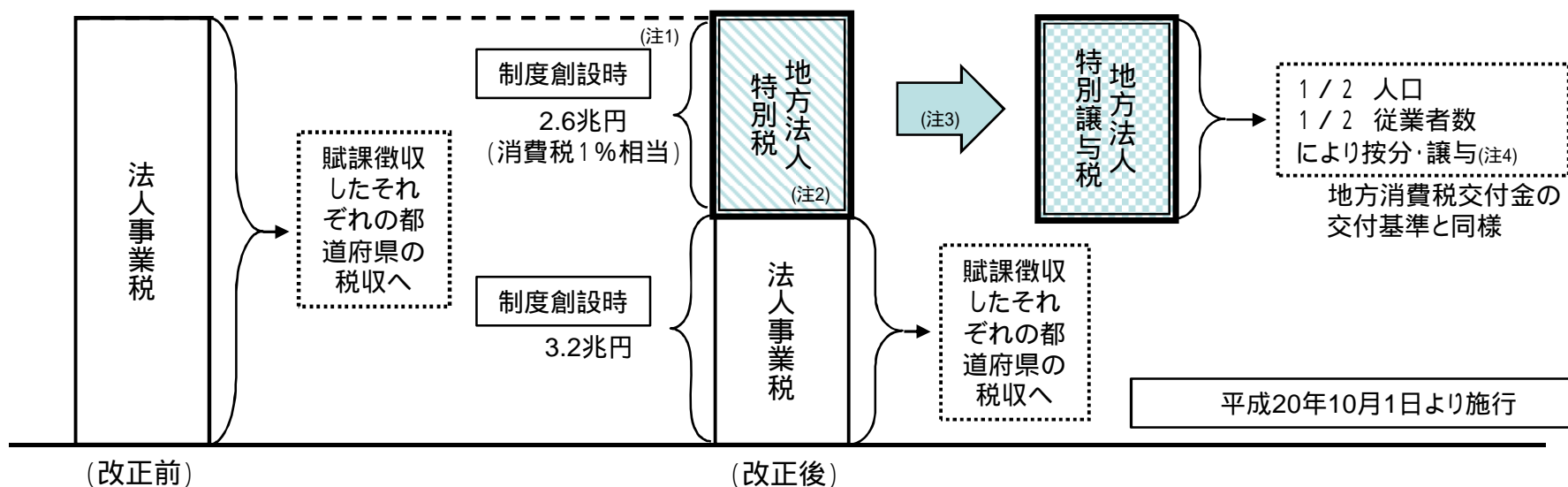
このような方法により、地方の共同財源的な形で地方法人二税を水平的に調整することは、「自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う」という地方分権の本来の姿に一步近づくものであり、分権推進の観点からも真剣に検討されるべきであると考える。

地域間の税収偏在是正のため、偏在度の高い地方法人二税を国税化し、それと同額の国の消費税を地方消費税とすべきとの議論がある。これについては、消費税は、世代間の公平を確保しつつ、今後増大する社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要な税目であることを踏まえる必要があり、地域間格差是正の観点のみから消費税の在り方を検討するべきではないと考える。

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人特別税・譲与税のイメージ



(注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成23年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.6兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。

2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。

3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。

4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

地球温暖化対策のための税

現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ

(石炭)税率:670円/t (天然ガス、石油ガス等)税率:780円/t (原油及び石油製品)税率:760円/kℓ

税収:2,623億円
(平年度)

税収:5,069億円(地球温暖化対策のための税(初年度)税収391億円を除く)

税率:700円/t

(石炭)

税率:1,080円/t

(天然ガス、石油ガス等)

税率:2,040円/kℓ

(原油及び石油製品)

石油石炭税(国税)

地球温暖化対策のための税

(H24.10.1施行。税率は段階的に引上げ)
【経過措置】

	石炭	ガス状炭化水素	原油・石油製品
H24.10.1	220円/t	260円/t	250円/kℓ
H26.4.1	440円/t	520円/t	500円/kℓ
H28.4.1	670円/t	780円/t	760円/kℓ

平成23年11月9日政府税調提言内容

**地球温暖化対策に関する
地方の役割等を踏まえて、
一定割合を地方税源化すべき**

平成24年度税制改正大綱(抜粋)

第2章 5. 環境関連税制 (2) エネルギー課税 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO2排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

第3章 7. 検討事項 (国税・地方税共通)

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。

税種	税率	税収
(現行) 軽油引取税 【本則税率】	税率:15.0円/ℓ	税収:4,160億円
(現行) 揮発油税 【本則税率】	税率:24.3円/ℓ	税収:13,055億円
(現行) 揮発油税(国税)	税率:4.4円/ℓ	税収:2,372億円
(現行) 揮発油税(地方)	税率:20.9円/ℓ	税収:10,683億円
(現行) 揮発油税(地方)	税率:24.3円/ℓ	税収:13,055億円
(現行) 揮発油税(地方)	税率:0.8円/ℓ	税収:431億円
(現行) 揮発油税(地方)	税率:24.3円/ℓ	税収:13,055億円
(現行) 揮発油税(地方)	税率:0.8円/ℓ	税収:431億円

税収は、地球温暖化対策のための税を除き、平成24年度予算・地方財政計画ベース

平成22年10月28日政府税調提出資料

地球温暖化対策について

地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

CO2、メタン、一酸化二窒素、 代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

総務省が予算額を調査し作成したもの。

国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆1,284億円**

京都議定書6%削減約束に 直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に 中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの 削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。

環境自動車税(仮称)の創設

【これまでの経緯】

- H21年11月 原口総務大臣(当時)が環境自動車税の創設を提唱
- H22年 3月 総務省に「自動車関係税制に関する研究会」(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)を設置
- H22年 9月 「自動車関係税制に関する研究会報告書」公表
- H22年11月 片山総務大臣(当時)が「環境自動車税(仮称)に係る基本的な考え方」を税制調査会に提案

自動車税(地方税)

排気量等に応じた課税

毎年度徴収

平成24年度税込

地方 1.6兆円

自動車重量税(国税)

車両重量に応じた課税

車検時徴収(2~3年ごと)

平成24年度税込

{ 国 0.4兆円
地方 0.3兆円
(自動車重量譲与税)

現行の自動車税と自動車重量税を一本化

~グリーン化・簡素化~

環境自動車税(仮称)
(新しい地方税)

自動車取得税の堅持

自動車取得税は、

- 自動車による交通事故や騒音、CO2の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるもの
- 偏在性が少なく、自動車取得税交付金が交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきである。

自動車取得税交付金

〈総額の決定方法〉

$$\text{税額} \times 95/100 \times 7/10 + \text{政令指定都市の割増交付分}$$

【交付基準】

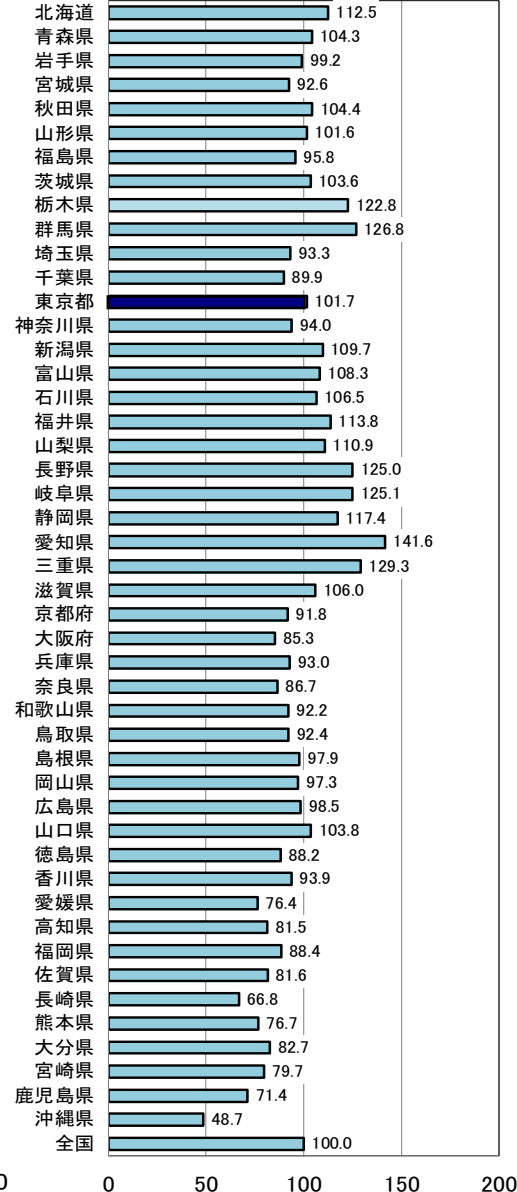
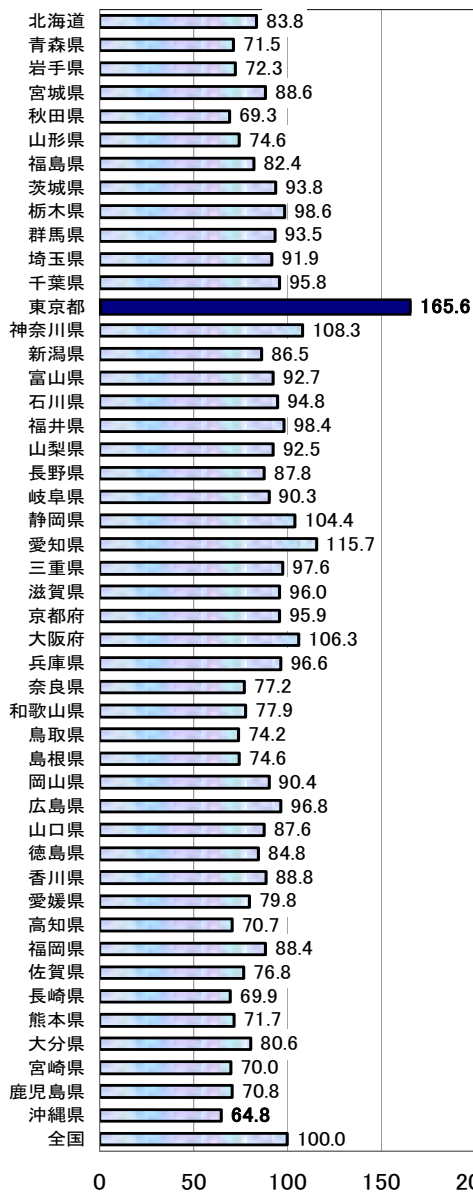
○都道府県に納付された税額の約7割を市町村が管理する道路の延長(1/2)及び面積(1/2)にあん分して交付。

○政令指定都市へは、さらに政令指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積に応じて割増交付。

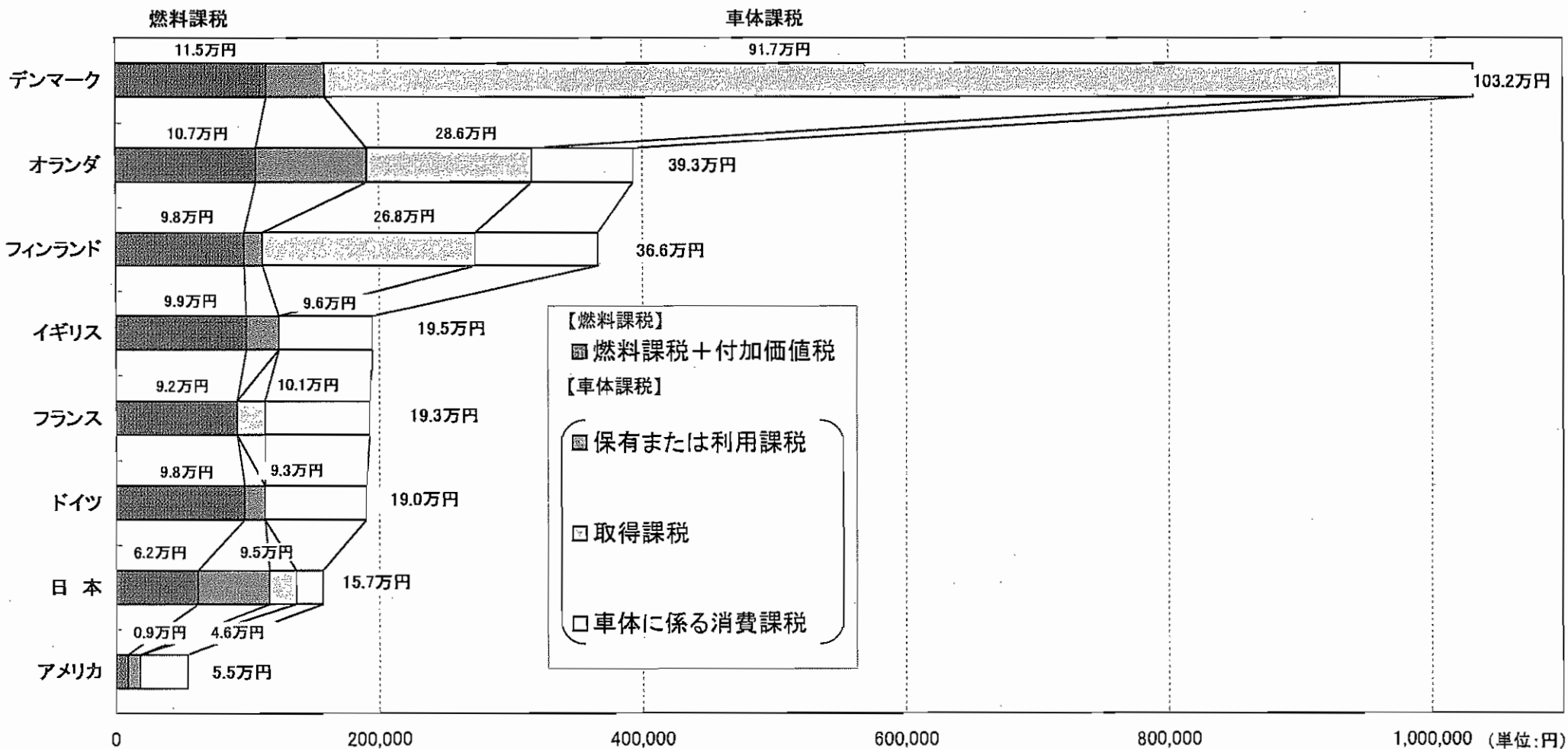
地方税計

(平成22年度)

自動車取得税



燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)
(2,000CCクラスの自家用車について税抜車体価格を同一とした場合の仮定試算)



※1 税率は平成22年12月現在。

車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格(税抜本体価格)2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、耐用年数を6年と仮定して、取得時の税額の6分の1を1年分の税負担として計算している。

燃料価格(消費課税等の税込み)はデンマーク11.210デンマーク・クローネ/ℓ、オランダ1.564ユーロ/ℓ、フィンランド1.476ユーロ/ℓ(European Commission Directorate General Energy and Transport, 2010年12月第4週)、イギリス1.214ポンド/ℓ、フランス1.401ユーロ/ℓ、ドイツ1.453ユーロ/ℓ、日本132.9円/ℓ、アメリカ0.783ドル/ℓ(2010年12月時点IEA調べ)。

為替レート: 1ドル=83.22円、1ポンド=129.81円、1ユーロ=110.06円、1デンマーク・クローネ=14.77円(2010年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)

※2 アメリカの小売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率、フランスの自動車登録税は、パリ地方の税率によった。

※3 日本については自動車取得税を取得課税として、自動車税及び自動車重量税を保有又は利用課税として、それぞれ整理している。

※4 上記の他に、保有又は利用課税として、フランスにおいては社用自動車税(法人の所有する自動車)が課税対象)及び車軸税(12t以上のトラック等が課税対象)、アメリカにおいては高速道路自動車利用税(約25t超のトレーラー等が課税対象)がある。

※5 燃料課税には、消費税、付加価値税等が含まれている。日本の燃料課税については石油石炭税を含む。

平成24年度地方財政計画のポイント

1. 通常収支分

(1) 地方交付税

地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、前年度に比して増額確保

地方交付税 17.5兆円（前年度 17.4兆円）

- ・ 法定率分等 10.7兆円
- ・ 国の一般会計加算等（既定ルールによる補填） 5.3兆円
- ・ 別枠加算 1.1兆円
- ・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 0.35兆円

※公庫債権金利変動準備金の活用は、平成24年度から平成26年度まで、総額1兆円を目途

(2) 一般財源総額

中期財政フレーム（平成24年度～26年度）に基づき、平成23年度と同水準を確保

一般財源総額 59.6兆円（前年度 59.5兆円）

一般財源総額（水準超経費除き） 59.0兆円（同 58.8兆円）

- ・ 地方税 33.7兆円（同 33.4兆円）
- ・ 地方譲与税・地方特例交付金 2.4兆円（同 2.6兆円）
- ・ 地方交付税 17.5兆円（同 17.4兆円）
- ・ 臨時財政対策債 6.1兆円（同 6.2兆円）

(3) 地方長期債務残高の抑制

- 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を縮減（対前年度比△0.03兆円）
- 交付税特別会計借入金を償還（H24 0.1兆円）

2. 東日本大震災分

東日本大震災の復旧・復興事業、緊急防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保

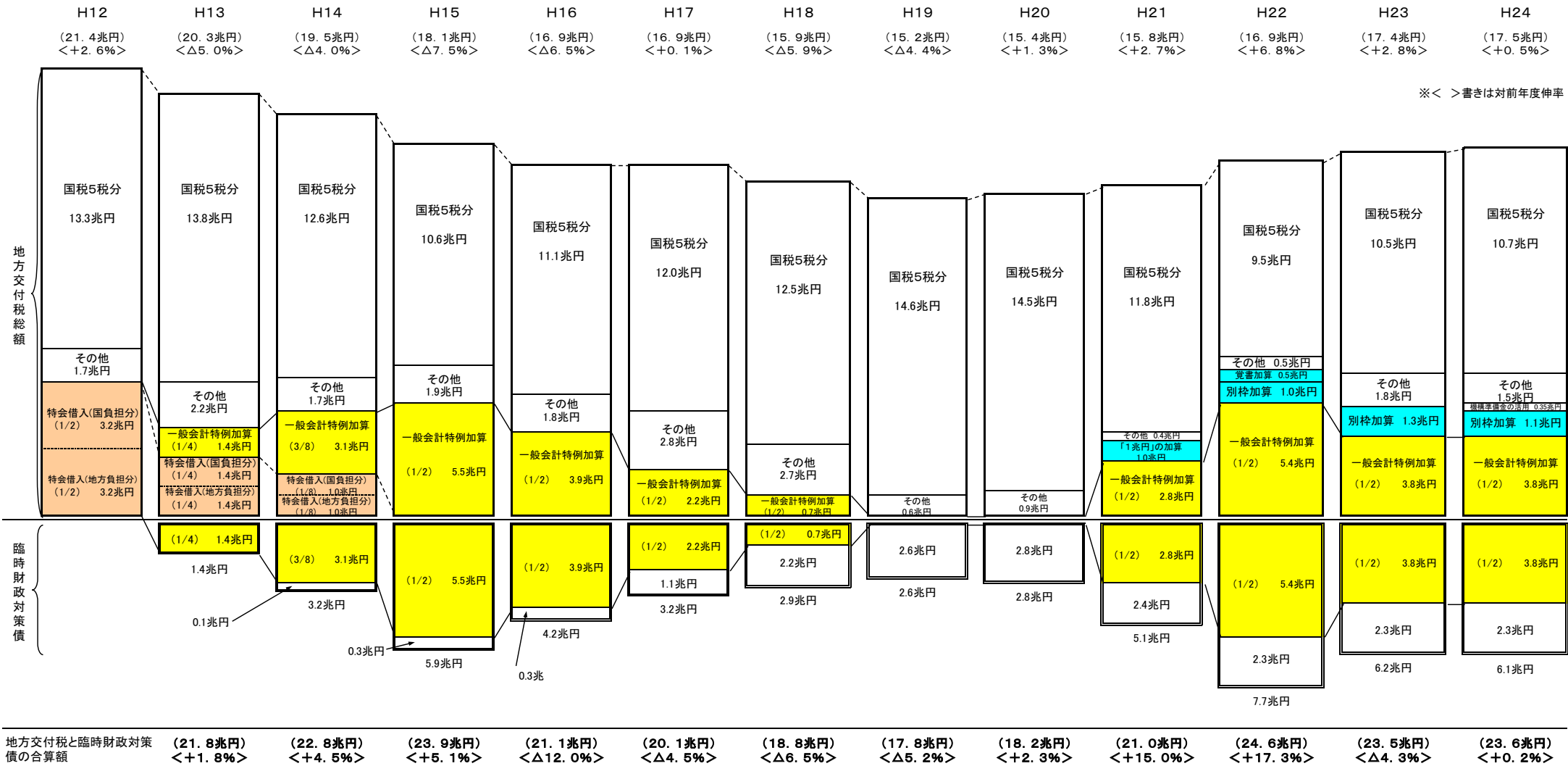
(1) 震災復興特別交付税

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため0.7兆円確保

(2) 緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を0.6兆円計上

地方交付税等総額(当初)の推移(H12~H24)



※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が位置しない箇所がある。

「財政運営戦略」(H22.6.22閣議決定)における地方財政関係部分(抜粋)

1. 財政健全化目標

○国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とする。

2. 財政運営の基本ルール

○地方公共団体に対し、国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自立性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

3. 中期財政フレーム（平成23年8月12日改訂）

○平成24年度から26年度において、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模（＝「歳出の大枠」（71兆円））を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。

○各年度の予算額については、概算要求その他の予算編成過程を経て決定。地方交付税交付金等についても、地方行財政に係る制度改革等を踏まえた地方財政対策等を経て決定。

○地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体はじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中（平成24年度から26年度）平成23年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

○東日本大震災の復旧・復興対策に係る経費については、別途管理し、「歳出の大枠」に加算するものとする。

国家公務員給与の削減と地方公務員給与

質問主意書（地方公務員の給与削減に関する質問）（H23.6.3閣議決定）

地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げを考えているのかいないのか、二者択一でお答えいただきたい。

答弁

総務省としては、地方公共団体に対して、今後、国会において法案の御審議をお願いすることとしている国家公務員の給与の引下げと同様の引下げを要請することは考えていない。

また、「地方交付税の交付額の減少あるいは義務教育費国庫負担率の引き下げ」を手段とすることを含め、国家公務員給与引下げと同様の引下げを地方公共団体に強制することは考えていない。

(参考) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律 附則

第12条 地方公務員の給与については、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

復興施策に必要な財源の確保等についての見直し

○東日本大震災からの復興の基本方針（H23.8.11改定）〈抜粋〉

（事業規模）

平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第1次補正予算等及び第2次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる。また、10年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の公費分）については、少なくとも23兆円程度と見込まれる。

○復旧・復興対策の規模と予算化状況

（単位：兆円）

5年間の復旧・復興対策の財源 19兆円程度		これまでの予算措置 18兆円程度	
税制措置	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 復興特別税 ・復興特別所得税（H25.1～H49.12） ・復興特別法人税（H24.4～H27.3） 個人住民税（H26.6～H36.5） </div>	10.5	
	税外収入、歳出削減等	5.0	H24 当初予算
	歳出削減、税外収入、剰余金 （1次、2次補正の財源。但し、年金臨時財源除く）	3.5	H23 第3次補正予算 （除く年金臨時財源の補填分）
	計	19.0	H23 第2次補正予算
			H23 第1次補正予算
			計
			18.5（18.8）

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※（ ）内金額は、原子力損害賠償法等関係経費を含む金額。

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（H23.12.2法117号）

附則

（復興施策に必要な財源の確保等についての見直し）

第12条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、東日本大震災からの復興の状況等を勘案して、復興費用の在り方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置の在り方について見直しを行うものとする。

各種交付金による基金一覧

(単位：億円)

	基金名等	事業期間 (見直し後)	国予算総額				合計
			H20	H21	H22	H23	
			2次補正	1次補正 2次補正	予備費 1次補正	1次補正 3次補正 4次補正	
1	地方消費者行政活性化基金	H21～24	150	110			260
2	妊婦健康診査臨時特例基金	H20～24	790		112	181	1,083
3	子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金	H22～24			1,085	526	1,611
4	安心こども基金	H20～24	1,000	1,700	1,000	1,270	4,970
5	介護職員処遇改善等臨時特例基金(※)	H21～24		4,773			4,773
6	介護基盤緊急整備等臨時特例基金	H21～24		2,495	639		3,134
7	障害者自立支援対策臨時特例基金	H21～24	855	1,523	39	152	2,569
8	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	H21～24		1,062		27	1,089
9	緊急雇用創出基金	H21～24	1,500	4,500	2,000	2,000	10,000
10	地域自殺対策緊急強化基金	H21～24		100	8	37	145
11	新しい公共支援事業基金	H23～24			86		86
12	高校生修学支援基金	H21～26		486		599	1,085
13	森林整備加速化・林業再生基金	H21～26		1,238	155	1,443	2,836
14	地域医療再生臨時特例基金	H21～25		3,100	2,100		5,200
15	医療施設耐震化臨時特例基金	H21～ 事業完了まで		1,222		167	1,389
合計							40,230

(※) 「介護職員処遇改善事業」はH23で終了し、H24からは介護報酬に加算措置。「介護拠点等開設支援事業」はH24まで存続。

平成 24 年度以降の子どものための手当等の取扱いについて

(4大臣及び民主党政務調査会長会合における合意 H23.12.20) <抜粋>

2. 平成 22 年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、子どものための手当の負担として充てることに加え、次のとおり国と地方の負担調整等を行う。

(1) 平成 24 年度取扱い

- ①平成 22 年度の子ども手当の創設に伴う負担の増大に対応する地方特例交付金（所要額：1,353 億円）について、子ども手当から子どものための手当への制度改正に伴い、整理する。
- ②平成 24 年度税制改正における環境性能に優れた自動車の取得に係る自動車取得税の減免措置の継続に伴い必要となる市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための地方特例交付金（所要額：500 億円）の措置を国費から地方財政の増収分に振り替える。
- ③地方の自由度の拡大に併せ、以下の国庫補助負担金の一般財源化等を実施する。(1,841 億円)
子育て支援交付金(93 億円)、地域子育て創生事業(124 億円)、子ども手当事務取扱交付金(98 億円)、国民健康保険都道府県調整交付金(1,526 億円)
- ④平成 24 年度における暫定的対応として、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分の一部を特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用する。(269 億円)

(2) 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担については、その解消に平成 24 年度予算から取り組み、早期の解消を目指す。

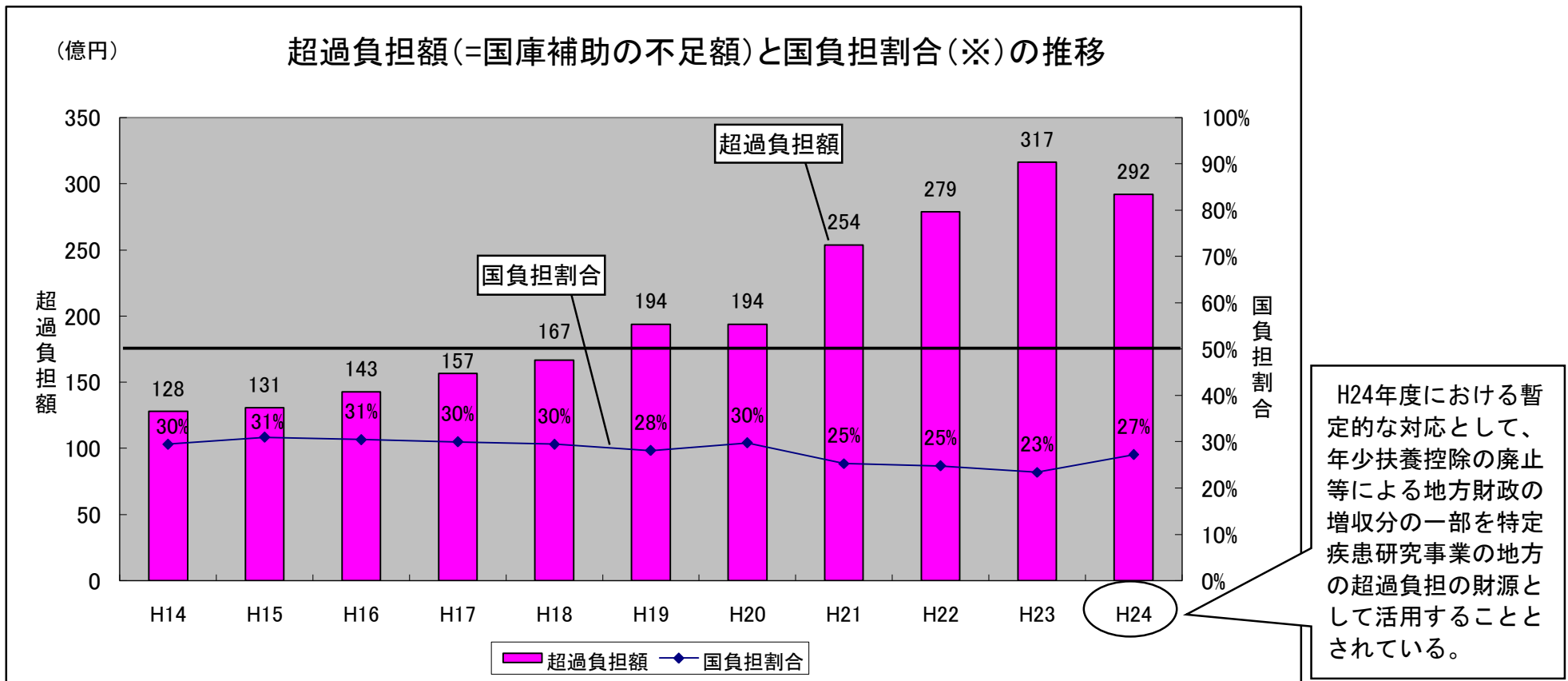
(3) 平成 25 年度以降取扱い

年少扶養控除の廃止等による地方増収であることに鑑み、平成 25 年度に平年度化する地方財政の追加増収分(675 億円)及び 2.(1)④の暫定対応分(269 億円)は、平成 24 年度増収分に係る対応に代えて、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する。

特定疾患治療研究事業における都道府県の超過負担について

富山県資料

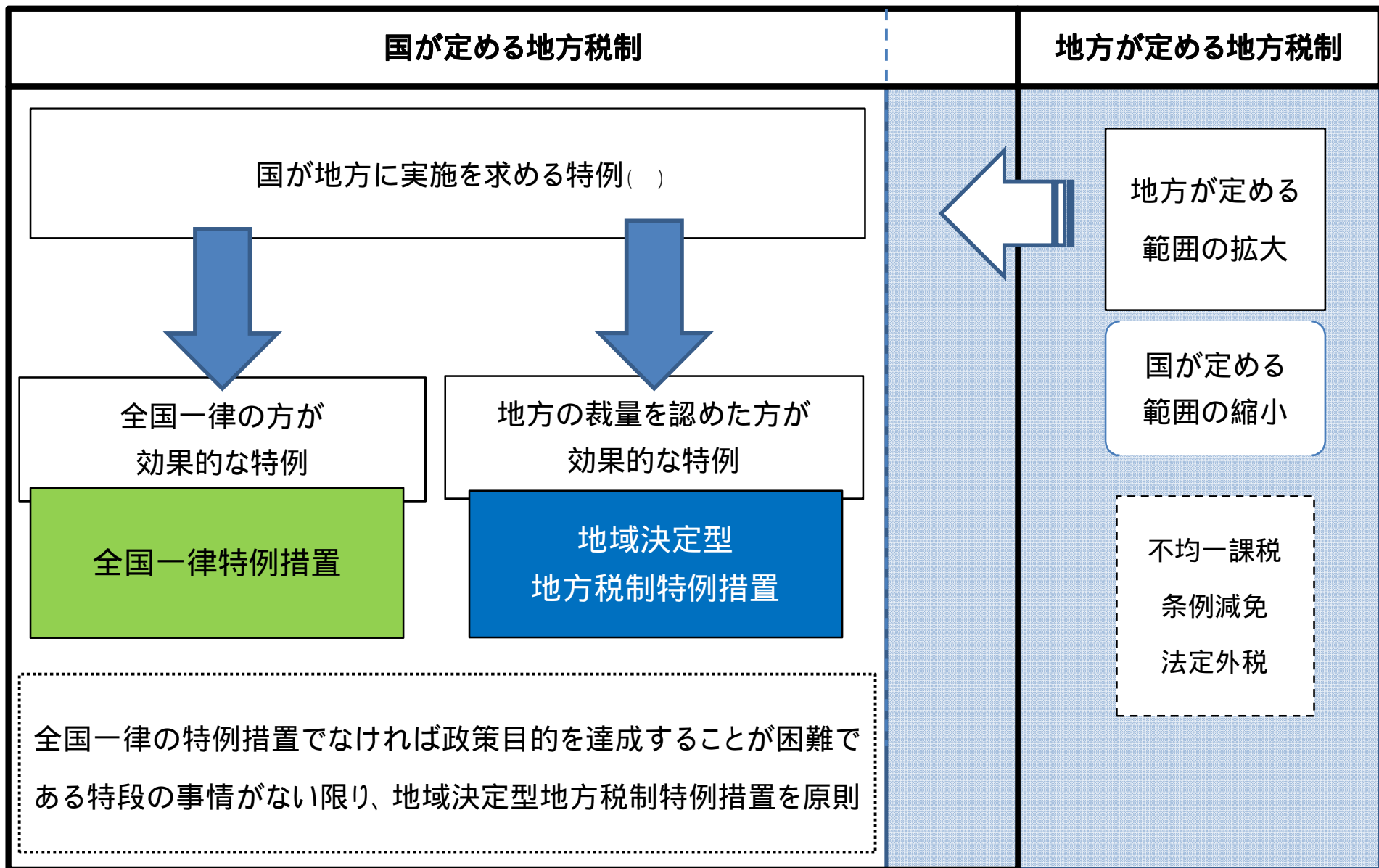
- 特定疾患治療研究事業については、大幅な超過負担が生じていることから、患者数の増加等に応じた所要の国費等を確保し、近年増加している超過負担を速やかに解消すべきである。
(実施主体：都道府県、国1/2補助)



※国負担割合：補助対象事業費に対する国の負担割合

H23年度は前年度の事業費の伸び率を用いて算出した推計値。H24年度は、全国衛生部長会「H25年度衛生行政の施策及び予算に関する要望書」からの引用数値。

地域決定型地方税制特例措置の導入による地方税法に定める特例措置のあり方の見直し



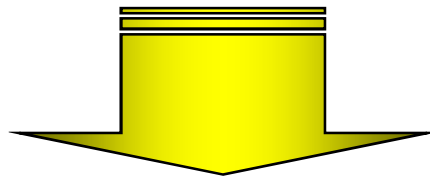
特定の政策目的を有する措置及び租税政策の観点から講じる措置

国と地方の協議の場における意見の反映

国と地方の協議の場に関する法律(抜粋)

第三条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 一 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの



平成25年度の地方財政対策や税制改正等について、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべき